

閣 副 第 8 2 5 号

令和 6 年 12 月 23 日

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 玉城 デニー 殿

内閣官房沖縄連絡室長

（内閣官房副長官）

佐藤 文俊



「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」について（回答）

貴協議会におかれましては、常日頃から、国の行政の円滑な実施や防衛施設の安定的な運用の確保に関し、多大なる御尽力を賜り、深甚より感謝申し上げます。

さて、先般、玉城会長（沖縄県知事）から岸田内閣総理大臣（当時）に、標記の要請文書をいただきましたところ、今般、別添のとおり、関係府省の取組等について取りまとめましたので回答いたします。

政府としては、沖縄の一層の負担軽減に、全力を挙げて取り組む所存であります。今後とも引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

添付書類：別紙

I 米軍基地負担の軽減について

1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

ア 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施するとともに、再編計画の在沖米海兵隊約9千人の移転計画を明らかにすること。

1 平成24年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、約9,000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認するとともに、平成25年10月の「2+2」において、この移転計画が平成25年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（「沖縄統合計画」）の実施の進展を促進するものであることを確認しています。

2 そして、令和6年7月の「2+2」において、沖縄における代替施設の建設及び土地返還を含む、在日米軍再編の着実な実施への確固たるコミットメントを米国と改めて確認した上で、同年12月、沖縄から日本国外への海兵隊要員移転の第一段階として、第3海兵機動展開部隊の後方支援要員約100名のグアム移転開始を発表しました。

3 移転は今後段階的に行われると承知していますが、今後の移転計画については米側で検討が進められており、確たることを申し上げる段階にはありません。政府としては、引き続き、在沖海兵隊の国外移転と嘉手納以南の土地の返還について、日米間で緊密に連携しつつ、可能な限り早い実現に取り組んでいく考えです。

イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（以下「統合計画」という。）については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明・更新を行うこと。

- 1 移設される施設の詳細については、米側が作成するマスタープラン（配置計画）において、施設の配置場所、規模、機能等が特定されることとされており、これまでに牧港補給地区等からトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫地区の知花地区、キャンプ・ハンセン及びキャンプ瑞慶覧への移設並びに那覇港湾代替施設に係るマスタープランが作成され、所要の準備が整った段階で地元関係自治体等に対する御説明を行ってきたところであり、今後とも、地元に対する丁寧な御説明や適切な情報提供に努めてまいります。

ウ 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県及び関係市町村の意見を聴取する場を設けること。

- 1 統合計画の実施に当たっては、返還対象区域に所在する地元の皆様や、移設先となる地元の皆様の御理解を得られるよう努めているところです。
- 2 政府としては、これまでも具体的な返還区域やマスタープランが明らかになり次第、御説明させていただいているところです。今後とも「沖縄統合計画」の実施に際しては、地元関係自治体等に対し丁寧に説明し、地元の皆様から示された御意見については、米側との協議などの場で伝えてまいります。

エ 日本政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講ずること。

- 1 施設の移設に伴い生じる諸課題については、これまでも、関係機関と連携し対策を講じることができるよう努めているところです。
- 2 いずれにせよ、御負担をおかけする移設先の地元の皆様の御意見を真摯に受け止め、できる限り御要望にお応えできるよう取り組んでまいります。

オ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと。また、国有地の活用及び返還時期等について地元の意向に配慮すること。

- 1 これまでも、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還が合意された施設・区域の使用履歴、当該区域に所在する建物等の状況及び土壌汚染調査等の内容については、適切な情報提供に努めているところです。
- 2 また、沖縄健康医療拠点等が整備される西普天間住宅地区跡地と国道58号とのアクセス道路を建設できるよう、平成27年12月、インダストリアル・コリドー南側部分の一部土地の共同使用について、日米間で合意し、琉球大学医学部及び同大学病院の開院までの完工を目標に工事を行っているところです。さらに、市道宜野湾11号の用地として、平成29年7月に返還された普天間飛行場東側の土地に加えて、令和2年12月20日には、普天間飛行場の一部土地（佐真下ゲート付近）の返還が実現し、令和3年3月には全線開通したところです。今後も地元の自治体や地権者を主体とする跡地利用の検討が促進されるよう努めてまいります。
- 3 このほか、国有地の活用・返還時期などに係る地元の意向については、具体的な事情等を伺い、可能な限り配慮してまいります。

カ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。

- 1 埋蔵文化財発掘調査専門員の確保については、民間調査組織のより一層の積極的な活用を進めていただきつつ、今後の事業量の推移見込みを踏まえ、沖縄県からの御要望があれば、文化庁から全国の地方公共団体に専門職員の派遣を依頼し、必要な調整を行います。
- 2 なお、「駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金」において、駐留軍用地等の埋蔵文化財の調査に係る体制整備について補助対象としているところですので、御活用いただきたいと考えています。

キ 駐留軍等労働者の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。

- 1 在日米軍の下で働く在日米軍従業員が適切な労働条件の下で就労できることや雇用面において不安なく勤務できる状態を維持することは、雇用主である日本政府として重要な課題であると認識しており、仮に、在沖米軍従業員の雇用に影響が生じる場合には、まず、他の施設・区域への配置転換等により雇用の継続を確保すべく対応することとしています。
- 2 また、米軍再編に伴う場合には、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成19年法律第67号）第16条において、在日米軍従業員の雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練等の措置を講じることとされています。その上で、やむを得ず離職を余儀なくされる場合には、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」（昭和33年法律第158号）に基づき、適切に対応してまいります。
- 3 これまでの米軍再編において在日米軍従業員の雇用に影響が出ていることは確認されていませんが、政府としては、引き続き情報収集に努めるとともに在日米軍従業員が雇用面において不安なくその職務に従事できるよう、万全を期してまいります。

2 更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について

ア 在沖米軍基地の整理・縮小を一層進めること。整理・縮小を行うに当たっては、SACO合意から27年、在日米軍再編計画の合意から18年が経過しても、依然として在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが本県に集中していることや沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄」をあるべき県土の姿としていること等を踏まえ、在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現すること。

- 1 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に、優れた機動性及び即応性によって、幅広い任務に対応可能な米海兵隊が駐留し、そのプレゼンスを維持することは、日米同盟の抑止力を構成する重要な要素であり、我が国の平和と安全を確保する上で必要なものと考えています。
- 2 他方、沖縄には大きな基地負担を担っていただいており、負担軽減を図ることは政府の大きな責任です。令和6年7月の「2+2」において、沖縄における代替施設の建設及び土地返還を含む、在日米軍再編の着実な実施への確固たるコミットメントを米国と改めて確認し、同年12月には沖縄から日本国外への海兵隊要員移転の第一段階として、第3海兵機動展開部隊の後方支援要員約100名のグアム移転開始を発表しました。
- 3 政府としては、引き続き、米国とも緊密に連携しながら、日米間で合意されている嘉手納以南の土地の返還や米海兵隊のグアム移転などについて、可能な限り早い実現に全力で取り組んでいく考えです。

イ 在沖米軍基地の整理・縮小と併せて、駐留軍等労働者への影響が最小限になるよう雇用対策を行うこと。

- 1 在日米軍の下で働く在日米軍従業員が適切な労働条件の下で就労できることや雇用面において不安なく勤務できる状態を維持することは、雇用主である日本政府として重要な課題であると認識しており、仮に、在日米軍従業員の雇用に影響が生じる場合には、まず、他の施設・区域への配置転換等により雇用の継続を確保すべく対応することとしています。
- 2 また、米軍再編に伴う場合には、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成19年法律第67号）第16条において、在日米軍従業員の雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練等の措置を講じることとされています。その上で、やむを得ず離職を余儀なくされる場合には、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」（昭和33年法律第158号）に基づき、適切に対応してまいります。
- 3 これまでの米軍再編において在日米軍従業員の雇用に影響が出ていることは確認されていませんが、政府としては、引き続き情報収集に努めるとともに在日米軍従業員が雇用面において不安なくその職務に従事できるよう、万全を期してまいります。

ウ 「再編実施のための日米のロードマップ」に続く在沖米軍基地の整理・縮小について、次期日米防衛政策見直し協議（DPRI）や日米安全保障協議委員会（2プラス2）等で積極的な協議を行うこと。その際、日米両政府に沖縄県を加えた三者で協議を行う場を設けること。

- 1 政府としては、今後とも、我が国を代表して米国政府と交渉しつつ、「普天間飛行場負担軽減推進会議」などの協議の枠組を活用して地元の皆様の考えを伺いながら、負担軽減の取組を進めていく考えです。

エ 沖縄の基地負担の増加につながる米軍基地の運用の変更は行わないこと。

- 1 日米両政府は、厳しさを増す安全保障環境に対応し、在日米軍の態勢を強化するため、令和5年1月の日米「2+2」において、2012年の在日米軍再編計画の再調整を行いました。
- 2 具体的には、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊を沖縄に残留させること、また、同連隊を2025年までに「海兵沿岸連隊」(MLR)に改編させることとしました。これにより、在日米軍の態勢は、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、より機動的なものに強化されます。
- 3 これらの取組については、米軍の態勢強化を図りつつも、再編計画の基本的な原則は維持し、再編終了後に沖縄に残留する海兵隊の規模を現行再編計画と同様、約1万人とするなど、沖縄の負担軽減に最大限配慮しております。
- 4 在日米軍の安定的な駐留のためには、沖縄を始めとする地元の皆様の御理解と御協力が不可欠です。政府としては、日米同盟の強化と合わせて、引き続き、地元負担軽減のための取組を着実に推進してまいります。

3 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

- ア 普天間飛行場の問題の原点に立ち返り、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外・国外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 速やかな運用停止の期限を設定し、確実に実現するよう取り組むとともに、返還までの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。

- 1 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険とも言われている同飛行場の危険性除去と返還です。
- 2 政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校等に密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えています。
- 3 普天間飛行場の移設については令和6年4月の日米首脳共同声明でも改めて確認されたとおり、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えております。
- 4 普天間飛行場代替施設建設事業の工期については、変更後の計画に基づく工事に着手してから
- ・ 工事完了までに9年3か月
 - ・ 提供手続の完了までに12年
- を要する旨御説明してきています。

- 5 その上で、普天間飛行場の具体的な返還時期については、完成後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必要がある、現段階で具体的にお示しすることは困難ですが、提供手続完了後、早期に普天間飛行場の全面返還が実現できるよう、引き続き米国と緊密に連携してまいります。
- 6 また、政府としては、これまでも、普天間飛行場が有する3つの機能のうち、
- 空中給油機の運用機能については、平成26年8月、同飛行場に所在する固定翼機の大部分を占めていたKC-130空中給油機の15機全機の岩国飛行場への移駐を完了させました。
 - 緊急時における航空機の受入機能についても、福岡県の築城基地及び宮崎県の新田原基地に移すことを決定し、平成30年10月の日米間の合意に従って、令和5年3月までに、築城基地の滑走路延長を除く施設の整備が完了しており、築城基地の滑走路延長については、令和6年9月より護岸工事に着手しています。
 - 残りのMV-22オスプレイなどの運用機能については、
 - ・ 平成28年9月、MV-22オスプレイ等が参加する訓練を日本側の経費負担により沖縄県外に移転する枠組みを新たに設け、同飛行場のMV-22オスプレイ等が参加する訓練を令和6年11月1日までに計22回実施するなど、沖縄県外での訓練等を着実に進めているほか、
 - ・ 定期機体整備についても、千葉県の本更津駐屯地において、平成29年2月から行っています。
- 7 政府としては、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、そして基地負担の軽減を図るため、全力で取り組んでまいります。

ウ 普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催すること。

- 1 政府としても、普天間飛行場の一日も早い全面返還と、返還までの間の危険性除去を議論するため、沖縄県及び宜野湾市が参加する普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会を引き続き活用していく考えです。
- 2 その上で、当面は、作業部会の継続的な開催を通じ、普天間飛行場の返還までの間の危険性除去についての成果を一つ一つ積み上げることにより、普天間飛行場負担軽減推進会議を開催する環境の整備に繋がっていくものと考えます。

4 オスプレイの配備について

- ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
- ウ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
- エ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- オ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- キ オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
- ク 環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果を踏まえて環境保全措置を講ずること。

1 オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が前提です。政府としては、米軍と密接に連携を図りながら、安全面に最大限の配慮を求め、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう、米側に働きかけてまいります。

2 MV-22オスプレイの沖縄県外における訓練等については、平成25年10月の「2+2」において、MV-22オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減するため、日本本土及び地域における様々な運用への参加に日米で取り組むこととしています。

平成28年9月、普天間飛行場のMV-22オスプレイ等が参加する訓練を日本側の経費負担により沖縄県外に移転する枠組みを設置しました。本枠組みに基づき、普天間飛行場のMV-22オスプレイ等が参加する訓練をこれまで（令和6年11月1日まで）に計22回実施しています。政府としては、この枠組みで訓練移転が進むことにより、MV-22オスプレイ等の沖縄における駐留及び訓練の時間が削減され、沖縄の一層の負担軽減に寄与するものと考えています。

3 MV-22オスプレイに関する日米合同委員会合意(平成24年9月合意)については、当該合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行ってまいります。また、CV-22オスプレイの飛行運用に際しては、地域住民の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22オスプレイに関する日米合同委員会合意の内容を含め、既存の全ての日米間における合意を遵守するとしています。政府としては、CV-22オスプレイの日本国内における飛行運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元を与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力してまいります。

4 MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備及びCV-22オスプレイの横田飛行場への配備に当たって米側が作成した環境レビューについては、米国大統領令等に基づき、米国外での活動による環境への影響を分析するため、米国政府の責任の下、適切に行われたものと認識しており、我が国がその検証を行うような性質のものではないと考えています。

他方、政府としては、米軍が周辺住民の方々に与える影響に妥当な配慮を払って活動することは当然であると考えており、オスプレイの運用に関しては可能な限りの把握に努め、米側に対し、必要な申し入れを行ってまいります。

イ 屋久島沖でのオスプレイ墜落事故の根本的な原因が明らかにされるまでの間、全てのオスプレイの飛行を停止すること。

- 1 令和5年11月に屋久島沖で発生した米軍オスプレイの墜落事故について、日本時間8月2日、米側から、事故の状況及び原因に関する調査報告書が公表されました。
- 2 令和6年3月の運用再開時にもご説明したとおり、先般の事故を受けて、日米間では前例のないレベルで技術情報に関するやりとりがなされており、特定された事故原因に対応した各種の安全対策の措置を講じることで、同様の事故を予防・対処することができます。
- 3 オスプレイの安全性に問題はないと考えておりますが、日米のオスプレイの日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策をとるよう日米で協力していく考えです。

カ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響調査の進捗状況を公表し、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。

- 1 航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあること、個人差や建物の状態による差が大きいこと等から、現時点で、環境基準が定まっていない状況です。
- 2 このため、航空機等の移動音源から発生する低周波音については、関係省庁において、国内外の関連する科学的知見の収集に努めています。
- 3 今後、実態を把握した上で、適切な対応を検討してまいります。

5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

- ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀肅正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すとともに、その内容を県民に公表すること。
- イ 飲酒運転の防止について、実行性のある対策を講ずること。
- ウ リバティ制度における外出制限措置の更なる厳格化を図るとともに、米軍人・軍属等の研修・教育については、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善すること。
- エ 事件等の再発防止策について、日米両政府でその実効性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずるとともに、犯罪抑止力につながる既存の防犯カメラの更新及び新規設置に関する予算の確保を図ること。

- 1 米軍人・軍属等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あつてはならないと考えております。政府は、あらゆるレベルで様々な機会を通じて米側とやり取りしていますが、米側に対し、綱紀肅正や再発防止の徹底を働きかけています。
- 2 令和6年7月に米側が発表した一連の再発防止策のうち、リバティ制度の見直しについては、10月1日から、見直しされた制度の運用が開始されたと承知しております。
見直しされた制度では、
 - ・ 在日米軍の全軍種の軍人について、例えば、午前1時から午後5時の間、自宅やホテルを除く基地外での飲酒を禁止するとともに、基地外で酒類を提供する飲食店への入店を禁止されました。
 - ・ また、指揮官の監督責任が強化されました。今般のリバティ制度の見直しは、事件・事故の再発防止に向けた米側のコミットメントを反映したものと評価しています。

また、米側は、米軍施設出入りの際の飲酒運転検問の強化、米海兵隊によるパトロールの強化、研修・教育の強化も行っていると承知しています。

- 3 加えて、内閣府では、沖縄総合事務局においてのべ100台規模の青色パトカーによる防犯パトロールを実施しているほか、平成29年度に設置した防犯カメラの更新について、令和6年度補正予算において所要額を計上しています。また、警察庁において、警察官100名の増員とパトカー20台の増強等により、事件・事故への初動対応やパトロールのための警察力を充実・強化するなど防犯パトロール体制の強化等による安全・安心な環境の整備に取り組んでいます。

オ 平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催すること。

また、今年7月に在日米軍司令官から発表のあった新しいフォーラムについては、沖縄県その他地元自治体の意見を反映させ、早期に開催すること。

- 1 新しいフォーラムの創設については、再発防止に対する米側の真剣な姿勢の表れと受け止めています。

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（CWT）は、米軍人等による事件・事故の防止を図ることを目的としていましたが、新しいフォーラムでは、それに限らず、沖縄県の意向を尊重しつつ、より広く日米双方及び地元の利益に適う具体的な協力を生み出していけるような場とするべく、沖縄県庁と米側が9月6日、10月25日、11月14日に意見交換を重ねるなど、引き続き開催に向けて取り組んでいます。

建設的で有意義なフォーラムとなるよう、開催に向けて日本政府としても全面的に協力してまいります。

カ 米軍人等による事件・事故について、通報を徹底すること。特に誘拐など県民の生命に関わる重大な事案については、事件覚知後の速やかな通報を徹底すること。

- 1 米軍人等による事件・事故に係る通報の徹底については、7月5日の官房長官発表にあるとおり、米軍人等による性犯罪で、捜査当局による積極的な広報がなされない事件について、捜査当局による事件処理が終了した後、沖縄県への可能な範囲の情報を共有する運用を開始しました。

なお、1997年の日米合同委員会合意に基づく通報手続の対象には、事件・事故の双方が含まれるものの、刑事事件については、政府部内を含む情報共有体制に関しても、事故とは異なる配慮が求められます。特に、近年、プライバシーに関しては、SNS等の情報発信ツールの発達によって、情報が容易かつ不可逆的に拡散されるリスクがより一層高まるなどしており、被害者の協力を得つつ、捜査を継続し公判を維持するためにも、被害者のプライバシーや心情、二次被害の防止に配慮する要請がますます増えています。

これらの点を踏まえると、日本側関係当局の迅速な対応を確保し、公共の安全に影響を及ぼす可能性のある在日米軍に係る事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小のものとすると、いう日米間の通報手続の趣旨・目的を引き続き確保することを大前提としつつ、刑事事件に関しては、社会状況の変化も踏まえた対応が必要となると考えます。先述のとおり、国内での情報共有体制については、新たな運用を開始したところですが、加えて、より一層適切な通報制度の運用の在り方について、引き続き関係省庁及び米側と協力しつつ議論を行ってまいります。

6 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について

嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないこと。

また、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外、県外で実施すること。

- 1 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、日米安全保障条約の目的達成のため、米軍がパラシュート降下訓練を含む様々な訓練を実施することは、米軍の即応態勢を維持向上させる観点から必要であり、かつ、極めて重要であると考えています。
- 2 その上で、パラシュート降下訓練については、SACO最終報告これまでの日米間の共通認識から、伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納飛行場は、あくまでも「例外的な場合」に限られます。この点については、日米間で繰り返し確認してきているところです。
- 3 伊江島の滑走路修復を必要とする状況が継続する中、「例外的な場合」に該当すると判断できる限り、嘉手納におけるパラシュート降下訓練の実施はやむを得ないものと考えています。
- 4 その一方で、伊江島の滑走路修復工事が完了すれば、当該工事を理由に「例外的な場合」として嘉手納で行われている訓練は終了するものと認識しており、この点について、御理解をいただきたいと思います。他方、嘉手納における基地負担の実情から、伊江島の滑走路修復工事が早期に完了するよう、可能な限りの支援や協力をしっかりと行ってまいります。

5 なお、国外、県外での訓練につきましては、米側からは、

- ・ 嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施する必要がある在沖米軍部隊は、有事や災害時を含む緊急時の展開や、捜索・救助を任務の一つとしており、一般的な部隊よりも高い即応態勢を取る必要があること、
 - ・ 厳しい安全保障環境の中で、当該部隊が沖縄以外の場所に所在することによって、即応態勢の低下を招くことは、できるだけ回避しなければならないこと、
- こうしたことから、基本的に沖縄で訓練を実施する必要があるとの説明を受けています。

6 加えて、米側から、

- ・ 伊江島補助飛行場の滑走路は、引き続き、大型固定翼機の安全な離発着が困難な状況にある中、
 - ・ 本来は伊江島で実施すべき訓練のうち、その大半をできるだけ県外で実施している。
- 米軍部隊は、嘉手納での任務要件が許す限り、日本国外でのパラシュート降下訓練を優先しており、国外ではフロリダ州やオハイオ州、韓国などでも訓練を行っているが、
- ・ 先ほど申し上げた即応態勢の維持などの観点から、県外では実施困難な必要最小限のものを嘉手納で行うこととしている
- との説明も受けています。

7 こうしたことから、現時点において、米側に対し、県外や国外での実施を求める考えはありません。

7 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

- ア 訓練場の能力を超える訓練を廃止すること。
- イ 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- エ 提供施設・区域外において低空飛行を含めた一切の訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練施設内であっても住宅地付近、定期船や漁船が航行する水域など、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すこと。
- オ 学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避すること。

- 1 演習等の詳細については、米側として運用上の理由から公にできないとの立場であるものと承知していますが、例えば、廃弾処理・爆破訓練等については、通報を受けて関係自治体に情報提供を行うことにより住民の皆様の不安軽減に努めています。また、米側は、ニュース・リリース等により、演習等の概要を公表しております。
- 2 政府としては、米軍が演習等を通じ、部隊の即応態勢を維持することは、日米安全保障条約の目的達成のために必要不可欠なものと認識していますが、米軍が演習等において航空機を運用する場合に学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避することをはじめ、公共の安全に妥当な考慮を払うことは当然であると認識しており、今後とも、安全面に最大限配慮しつつ、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限となるよう、米側に対し求めてまいります。

ウ 那覇港湾施設等の航空機の運用を使用主目的としない施設においては、航空機の運用を一切行わない等、「5.15メモ」を厳格に運用するとともに、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である日本政府において迅速かつ正確な把握に努め、地元自治体に速やかに情報を提供すること。

- 1 令和5年3月に、那覇港湾施設に船舶で輸送されたMV-22オスプレイ1機が同施設から普天間飛行場に飛行した件や、令和4年2月に、同施設において、人道支援や非戦闘員退避等の訓練を実施し、MV-22オスプレイ等の航空機が使用された件について、政府として米側から得られた情報を関係自治体に適切にお知らせしております。
- 2 その上で、那覇港湾施設については、昭和47年5月の日米合同委員会合意において、使用主目的として、「港湾施設及び貯油所」と記載されているところ、令和5年3月に船舶で輸送されたMV-22オスプレイが同施設を離陸したことは、港湾施設における輸送対象の搬出入の一環であることから、同施設の使用主目的としての形態に合致するものと考えております。
- 3 また、令和4年2月の訓練については、米側の説明によれば、一般的に港湾の使用が想定される運用に関する訓練と考えられ、同施設の使用主目的に沿ったものだと考えられます。
- 4 いずれにしましても、政府としては、得られた情報は速やかに関係自治体にお知らせするなど、適切に対応していく考えです。

カ 演習等による事故が発生した場合は正確な情報を迅速に提供すること。また、事故調査結果を速やかに公表し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講ずること。さらに、演習等の関与が疑われる事案が発生した場合においては当該演習等を中止し、原因究明のための調査等の協力を行うこと。

- 1 米軍の演習等に伴う事故等は、あってはならないものであり、政府としても、地域の方々の安全の確保が大前提と認識しています。米側に対しても、累次の機会を捉え、様々なレベルで、安全な運用の確保と万が一事故等が発生した際の迅速な情報提供を求めています。
- 2 その上で、政府としては、引き続き、安全の確保は最優先の課題として日米で協力して全力で取り組んでまいります。

キ 事故等が発生した場合の対応として、日本政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、新たな協議会を設置すること。

- 1 米軍機による事故等が発生した場合には、これまでも、外務省及び防衛省が政府の代表として責任を持って米側と意思疎通を行い、沖縄県を始め、地元の皆様に事故の原因と安全対策について丁寧に説明するなど、必要な措置を講じております。
- 2 また、事故等が発生した場合の対応に関しては、沖縄県を含む現地関係機関や米軍等をメンバーとする、在沖縄日米危機管理会議を開催してきており（直近では令和6年12月13日に開催。）、同会議において米軍機事故の初動対応について議論しております。
- 3 いずれにせよ、政府として、地元の意向を踏まえて米軍とやり取りするのは当然であり、引き続き米軍との意思疎通を責任を持って実施してまいります。

ケ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、日本政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

- 1 米国は、昭和39年の「エード・メモワール」、平成18年の「ファクト・シート」等で示したコミットメントに従って、我が国において米原子力推進艦船を運用しており、その安全性には万全を期していることを我が国政府として累次にわたり確認しています。
- 2 また、平成23年3月の東日本大震災を受け、同年4月に、在京米国大使館から外務省に対し「空母『ジョージ・ワシントン』等の安全性に関する合衆国政府からの説明」が行われており、この説明については、外務省ホームページにおいて公開しています。なお、空母「ジョージ・ワシントン」については、令和6年11月22日に横須賀に入港し、再度、我が国に前方展開されています。
- 3 米原子力推進艦船が我が国の港に入港するに当たっては、原子力規制委員会があらかじめ設置しているモニタリング・ポスト等にて放射線量を計測しておりますが、これまでに人の健康に影響があるような放射性物質の漏えいが検知されたことは一度もないものと承知しています。
- 4 また、我が国政府としては、米原子力推進艦船に対しては、極めて保守的な見積もりに基づき、現実的には極めて稀な状況までも仮定して、防災対応等を策定しています。
- 5 いずれにせよ、米原子力推進艦船の運用に当たってはその安全性について万全を期するよう、米側に引き続き求めてまいります。

8 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、その結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講ずること。

【嘉手納飛行場について】

- 1 政府としては、平成22年5月の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて米側と協議を行った結果、平成23年1月、日米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たに米国の施政下にある領域を追加することに合意しました。

本合意を踏まえ、日米間で協議した結果、平成23年10月、日米合同委員会において、訓練の新たな移転先としてグアム等（グアム島及び北マリアナ諸島）を追加することについて合意しました。

また、令和5年7月の日米合同委員会において、米国アラスカ州を新たに航空機訓練移転先の対象とすることに合意しました。

これまで（令和6年11月1日まで。以下同じ。）にグアム等及び米国アラスカ州へ計75回の訓練移転を実施してきました。なお、これまでのグアム等及び米国アラスカ州への訓練移転の実績は、嘉手納飛行場から26回、岩国飛行場から37回、三沢飛行場から26回となっております（各飛行場から同時に参加している訓練があるため、合計と符合しない。）。

- 2 グアム等及び米国アラスカ州への訓練移転の内容については、

- ① 訓練の対象として、共同訓練に加え米側による単独訓練を含めていること
- ② 新たに空対地訓練を含めていること
- ③ 米国戦闘機数は、従前は最大12機であったところ最大20機程度に拡大したこと
- ④ 支援する航空機の機種に、空中給油機、輸送機、AWACS等を加えたこと

- ⑤ 飛行訓練日数は、1週間程度増え、最長20日間程度として、展開・撤収を含めれば、相当の期間、米軍機がグアムに滞在することを可能としたこと

など、従前の日本国内の6自衛隊基地（千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原）への航空機の訓練移転と比べ、拡充した内容となっていることから一層の騒音軽減効果が見込まれるものと考えています。

- 3 また、グアム等及び米国アラスカ州への訓練移転は、嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地訓練も対象となっており、嘉手納飛行場へのいわゆる外来機の飛来減少につながるものと考えています。

- 4 さらに、これまでのグアム等及び米国アラスカ州への訓練移転に伴う騒音軽減効果について、航空機の運用は、情勢や天候等の影響によって上下するものですが、外来機及び常駐機と考えられる航空機の離着陸等回数に関しては、訓練移転開始前の平成22年度平均と平成23年度から令和6年度9月末までの訓練移転期間中の平均とを比べた場合、当該回数は概ね減少しています。また、航空機騒音の「うるささ」を表すWECPNL※についても、平成22年度平均と訓練移転期間中の平均とを比べた場合、騒音は一定程度軽減されています。

※ 嘉手納飛行場の滑走路両端に設置している航空機騒音自動測定装置により測定。

- (1) グアム等及び米国アラスカ州への訓練移転の実施期間中、嘉手納飛行場における外来機と考えられる航空機の離着陸等回数（回：平均／日）

	外来機と考えられる離着陸等回数		
	戦闘機	戦闘機以外	合 計
(参考) 平成22年度平均	21回	17回	38回
グアム等及び米国アラスカ州への訓練移転期間中の平均	9回	25回	34回

(2) 嘉手納飛行場からグアム等への訓練移転の実施期間中、嘉手納飛行場における常駐機と考えられる航空機の離着陸等回数 (回：平均／日)

	常駐機と考えられる離着陸等回数		
	戦闘機	戦闘機以外	合 計
(参考) 平成22年度平均	36回	49回	84回
嘉手納からグアム等及び米国アラスカ州への訓練移転期間中の平均	29回	51回	80回

※ 計数は四捨五入しているため、符合しないことがある。

(3) 嘉手納飛行場滑走路両端のWECPNL値 (W)

	WECPNL値	
	滑走路西側 (国道側)	滑走路東側 (県道側)
(参考) 平成22年度平均	93.0W	96.6W
グアム等及び米国アラスカ州への訓練移転期間中の平均	89.4W	92.6W

5 政府としては、これまでの国内の訓練移転に加え、新たに追加したグアム等及び米国アラスカ州への訓練移転を重ねることにより、嘉手納飛行場周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度ではありますが、軽減されたものと考えています。

6 いずれにせよ、日米両国は、嘉手納飛行場における一層の騒音軽減を図るため、航空機の訓練移転を行う期間中、嘉手納飛行場における米軍の訓練活動の影響について配慮することとしており、政府としても、地元の皆様が騒音軽減を実感していただけるよう、一層努めてまいります。

【普天間飛行場について】

1 MV-22オスプレイについては、沖縄の一層の負担軽減を図るため、平成28年9月の日米合同委員会において、普天間飛行場に配備されたMV-22オスプレイ等の訓練を日本側の経費負担により沖縄県外に移転していくことを合意しました。

2 これにより、平成28年9月のグアムでの訓練を皮切りに、国内における陸上自衛隊及び米海兵隊によるMV-22オスプレイ等を使用した実動訓練を含め、計22回*実施しており、訓練内容としてはヘリボン訓練等を実施しているところです。

※グアム1回（米海兵隊による単独訓練）、国内21回

3 いずれにせよ、政府としては、MV-22オスプレイの訓練移転は、普天間飛行場に所在するMV-22オスプレイが長期間、沖縄を離れることとなり、沖縄における駐留及び訓練の時間が削減され、沖縄の一層の負担軽減に寄与すると考えており、引き続き訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めてまいります。

ア（続き） さらに、両飛行場においては、所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備を行うことや外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。

【県外・国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備の実施について】

- 1 嘉手納飛行場については、戦闘機の本土又はグアム等への訓練移転を着実に実施しているところです。
- 2 また、普天間飛行場についても、辺野古移設までの間における負担軽減が重要な課題であるとの認識の下、普天間飛行場に所在するMV-22オスプレイの訓練移転等を着実に進めています。
- 3 加えて、訓練移転以外にも、本土で実施される防災訓練等へのオスプレイの参加を実現できるよう、米側に累次の機会を捉えて要請しています。
- 4 また、オスプレイの定期機体整備についても、平成29年2月から、千葉県の本更津駐屯地において行っています。
- 5 政府としては、引き続き、沖縄の負担軽減を図ってまいります。

【外来機の暫定配備を行わないことを含めた飛来制限等の実施について】

- 1 米軍は、これまでインド太平洋地域の安定と安全保障に対する米国の継続的なコミットメントを示すこと等を目的とし、戦闘機の暫定展開を実施してきました。

2 政府としては、このような取組は日米同盟の抑止力の強化、我が国及びインド太平洋地域の安全に寄与するものであり、日米同盟にとって極めて重要であると考えています。

3 他方、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であり、両飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識しています。政府としては、引き続き、米側に対し、騒音の軽減が図れるよう一層の協力を求めるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めてまいります。

イ パパループ（通称）への防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること。

- 1 嘉手納飛行場における防錆整備格納庫の建設計画については、嘉手納町の住宅地区に近接するパパループで行われることなどから、周辺住民の皆様が御懸念を抱いているものと認識しています。
- 2 この新たな格納庫は、米側から、厳格な環境基準が適用されるものであり、環境面等の措置をしっかりと講じるとの説明を受けています。引き続き、地元の皆様に対して、格納庫の必要性や環境面等の措置を丁寧に御説明するとともに、格納庫の建設による地元への影響が最小限となるよう、米側と緊密に連携して適切に対応してまいります。

ウ 無人偵察機の配備計画を見直すこと。

- 1 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、周辺国の軍事活動が活発化する中、南西地域を含む我が国周辺における情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動は、我が国の安全保障の観点から極めて重要です。
- 2 その上で、嘉手納飛行場への米空軍MQ-9の展開、及び米海兵隊MQ-9の一時展開は、南西諸島周辺をはじめとする我が国周辺海域における継続的な情報収集活動を適切に行うことに資するものであり、我が国の安全保障にとって有益なものと考えております。
- 3 これら米軍無人機については、騒音による影響は限定的であるほか、住宅密集地を極力避けて飛行しており、また駐機場についてもパパーループや旧海軍駐機場を使用する計画はないものと承知しています。
- 4 嘉手納飛行場への米軍無人機の展開については、我が国の安全保障にとっても極めて重要なものであり、計画の見直しを米側に求める考えはありませんが、今後とも米側に対し、地域の実情を理解の上で、騒音の低減をはじめ、一層の協力をするよう粘り強く働きかけるなど、可能な限り基地負担の軽減に努めてまいります。

エ パパループ（通称）における航空機の使用を禁止すること。また、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、騒音発生を伴う航空機等の使用を行わないこと。

【パパループについて】

- 1 嘉手納飛行場における格納庫などの施設整備に伴い、航空機がパパループにおいて駐機し、エンジンテストなどを実施しており、これによって周辺地域での騒音が生じているものと承知しています。
- 2 米側も、騒音にかかる周辺住民の苦情があることを十分に認識しており、パパループの使用を制限する日米間の合意はないものの、運用にあたってはしっかり配慮することを確認しています。
- 3 引き続き、周辺住民の方々に与える影響を最小限となるよう、米側と連携して適切に対応してまいります。

【旧海軍駐機場について】

- 1 嘉手納飛行場周辺における騒音軽減の重要性は、十分承知しており、地元の皆様の長年の悲願であった海軍駐機場の移転も、平成29年1月に完了しました。
- 2 政府としては、引き続き、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨にかなう運用を行うよう、米側に求めてまいります。

オ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において当該措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表すること。

- 1 嘉手納飛行場と普天間飛行場周辺の騒音軽減は、沖縄の米軍施設・区域の負担軽減の観点から大変重要な課題であると認識しており、様々な機会に米側に対し申入れを行ってきています。
- 2 米側としても騒音軽減に取り組んでおり、11月1日には、エバンス第18航空団司令官から、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）を構成する沖縄市、嘉手納町、北谷町の首長に対して、嘉手納飛行場における、米側の騒音軽減の取組に関する説明がありました。
- 3 政府としては、引き続き、平成8年の航空機騒音規制措置及び平成24年のMV-22オスプレイに関する日米合同委員会合意を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の方々への騒音の影響が最小限となるよう、米側に対して働きかけていくとともに、米側との間で必要な協議を行い、地元の皆様の御理解を得ていきたいと考えています。

カ 夜間騒音による健康への影響を調査し、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な措置を講ずること。

- 1 現時点において、基地周辺における夜間騒音による健康への影響を調査することは考えていませんが、今後とも、住宅防音工事に関する助成措置を始めとする各種の騒音対策の推進に努めてまいります。
- 2 また、我が国の航空機騒音に係る環境基準は、夕方、夜間の騒音に重み付けを行い、1日を通して評価するものとなっており、現在の基準においても、ご指摘の夜間騒音について適切に考慮しているものと考えています。
- 3 今後も引き続き、航空機騒音のデータの蓄積や国内外の知見の収集を行ってまいります。

キ 両飛行場周辺において、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。

- 1 普天間飛行場においては、平成19年8月の「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」に記載されている場周経路等が守られていないとの御指摘を踏まえ、平成22年1月から回転翼機等の飛行状況調査を実施し、調査結果については、データの解析・整理等を行った上で、関係自治体に対して、調査結果の説明を行わせていただくとともに、その評価について、沖縄防衛局のホームページにて公表しております。
- 2 また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の両飛行場においては、周辺住民等からの御指摘等を踏まえ、離着陸等回数の目視調査を実施し、政府としても飛行状況の一層の把握に努めているところであり、毎月の調査結果を関係自治体にお知らせしております。

ク 基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。

- 1 航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあること、個人差や建物の状態による差が大きいこと等から、現時点で、環境基準が定まっていない状況です。
- 2 このため、航空機等の移動音源から発生する低周波音については、関係省庁において、国内外の関連する科学的知見の収集に努めています。
- 3 今後、実態を把握した上で、適切な対応を検討してまいります。

ケ 嘉手納飛行場において航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、排気ガスに伴う悪臭の防止のための有効な対策を講ずること。

- 1 嘉手納飛行場周辺における悪臭については、これまでも、嘉手納町や周辺住民の皆様から、嘉手納飛行場の米空軍の大型機（E-3）が原因である可能性が高いとして要請や苦情が寄せられており、政府としても重要かつ深刻な問題であると認識しています。
- 2 政府としては、平成29年度から嘉手納飛行場周辺における悪臭の実態等を把握するための調査及び対策の検討を実施してきました。
- 3 今後とも、早期解決に向け、具体的な提案をしながら米側と調整しつつ、嘉手納飛行場周辺における悪臭対策に全力で取り組んでまいります。

コ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化、十分な防音工事予算の確保等、騒音対策の強化・拡充を図ること。

- 1 住宅防音工事の対象区域については、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響をその強度、発生回数、時刻等を考慮して算定した値（WECPNL値）が75以上の区域である第一種区域を対象としています。

現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、この第一種区域を拡大するような状況にないと考えています。

- 2 また、住宅防音工事については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）第4条の規定に基づき、この第一種区域の指定の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。

第一種区域の指定は、同工事の進捗状況を踏まえ、指定基準を段階的に改正（当初WECPNL値85を80、75に改正）しながら区域を拡大してきたこと等から、住宅の建設時期が同一又はそれ以前のものであっても区域によっては同工事の対象とならないという現象（いわゆるドーナツ現象）が生じたため、これを解消するための同工事の助成を予算措置により実施しているところです。

- 3 そのほか、嘉手納飛行場周辺における第一種区域の指定後に建設されたため、区域内にあっても住宅防音工事の対象にならない住宅（いわゆる告示後住宅）については、最終告示から長期間が経過する中、頻繁に外来機が飛来（年間離着陸等回数：1万回以上）する等の地域の特性等を踏まえ、特に騒音の著しいWECPNL値85以上の区域において、平成20年3月10日までに建設された住宅を対象としています。また、普天間飛行場については、WECPNL値85以上の区域が所在しないことから、当該助成の措置を採っていません。

4 なお、事業所、事務所及び店舗等の防音工事への助成については、まずは、住宅や学校等の騒音対策を着実に進めていくことが重要と考えており、引き続き、嘉手納飛行場と普天間飛行場の周辺における防音工事を着実に実施するなど騒音対策に鋭意取り組んでまいります。

5 沖縄関係の住宅防音工事については、その促進に努めているところであり、引き続き、地元からの御要望に沿えるよう、所要の予算確保に努めてまいります。

サ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。

- 1 防衛省において、こども家庭庁が、認可外保育施設における児童の安全確保等の観点から、一定水準の保育の質を確保するため策定した「認可外保育施設指導監督基準」に適合する施設に対し、防音工事を実施していくこととしています。

シ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた３級及び４級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。

- １ 学校等の空調設備に係る助成制度は、騒音防止を目的としていますが、近年、公立学校施設における空調設備の設置率が、騒音の発生いかにかわらず全国的に向上していることを踏まえ、平成２８年３月に本助成制度の見直しを行いました。
- ２ 空調設備の維持費については、これまで助成の対象としてきた施設への影響を考慮し、見直しの対象については、騒音の区分のうち、比較的騒音の影響が小さい３級及び４級の学校等に限定し、平成２８年度以降に設計し、新規の設置及び交換工事を実施する空調設備の維持費から順次、補助の対象外とすることとしています。なお、それ以前に設計し設置された空調設備については、交換がなされるまで引き続き維持費を助成します。
- ３ 一方、空調設備の設置に係る経費については、当該学校等が、平成２８年度以降に空調設備を交換する場合には、その設置工事の補助率を最大１割引き上げることとし、空調設備の設置に係る初期費用の軽減を図っています。
- ４ また、今後設置する空調設備については、従前に設置した空調設備と比較し省エネタイプとなり、空調設備の設置後にかかる維持費についても一定程度軽減されるものと考えています。あわせて、学校等における空調設備の個々の状況にもよりますが、空調設備を交換する際、太陽光エネルギーにより電力を供給するために、太陽光発電システムの設置に対し助成を行う場合には、電気代の負担を一層軽減することも可能であると考えており、見直しによる影響は更に縮小することとなります。

5 本助成制度の見直しに当たっては、補助事業者への影響について最大限に配慮し、できる限り財政負担が最小限となるよう措置したものであり、3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすることは困難です。

ス 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

- 1 平成14年の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」において、住宅防音工事で設置した空調機器の電気代の負担を軽減するため、太陽光発電システムの設置に対する助成が提言されました。これを受け、同システムの適正な設置規模等を検討するため、住宅防音工事の一環として、平成15年度から全国で約2,800世帯に同システムを設置し、設置後2年間、モニタリングを実施しました。
- 2 モニタリングの終了後に防衛省が行った調査において、同システムの適正な設置規模について一定の成果を得たものの、同システムを一定の地域に集中して設置した場合の配電系統への悪影響や、住宅状況によっては同システムが設置困難な場合があり、助成について不公平が生じる可能性があることなどから、住宅防音事業における速やかな同システム設置助成の制度化は困難な状況にありますが、今後も引き続き技術的動向等について注視してまいります。

セ 米軍航空機の運用に伴う騒音、悪臭、低周波音について、地方公共団体が必要な調査を実施した場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- 1 米軍航空機の運用に伴う騒音等については、政府としてもその実態把握に努めているところであり、地元の皆様の御意見や航空機の運用状況等も踏まえつつ、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。
- 2 具体的な御要望があれば、現地の沖縄防衛局にご相談をお願いします。

9 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について

ア 伊江島補助飛行場における夜間の飛行訓練や住宅地上空の飛行を回避するなど、騒音対策の強化を図ること。

- 1 政府としては、航空機騒音の軽減は大変重要な課題であると認識しており、累次の機会に、米側に対し、その影響を最小限にとどめるよう申し入れるとともに、米側と緊密に連携を図りながら、騒音の軽減に取り組んでいます。
- 2 また、騒音の影響緩和のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）第4条の規定に基づき、住宅防音工事の対象区域である第一種区域を指定し、同工事の助成を行っています。
- 3 その上で、伊江島補助飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置のデータを踏まえれば、現時点で、第一種区域の指定基準値を上回るような状況にはありません。
- 4 他方、学校等については、一般的な生活環境よりも特に静穏な環境が求められることから、一定の強度の音響が一定回数認められる場合に、地方公共団体等が防音工事を行うときは、その費用を負担しており、これまでも、伊江小学校及び伊江幼稚園等において防音工事の助成を行っています。
- 5 いずれにせよ、政府としては、引き続き騒音状況の把握に努め、騒音対策の実施について適切に対応してまいります。

イ 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止し、夜間早朝の飛行及び住宅地・ダム上空での飛行を回避するための対策並びに実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。

- 1 在日米軍施設・区域内における飛行訓練をはじめとする航空機の運用は、在日米軍の即応性の維持の観点から必要不可欠な要素であり、日米安保条約の目的達成のため重要なものです。

特に、施設・区域内に所在するヘリコプター着陸帯の使用は、パイロットの技能の維持・向上を図る上で極めて重要と認識しています。

- 2 他方、航空機の飛行をはじめとする米軍の運用に際して、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもありません。

- 3 米軍の訓練・演習に伴う射撃や航空機の飛行等に当たっては、これまでも累次の機会に、米軍に対し、夜間早朝における飛行及び学校や住宅地等の上空の飛行の回避、並びに地元の重要な行事への配慮など、住民の方々への影響を最小限にとどめるよう申し入れているところです。

- 4 政府としては、引き続き米軍と緊密に連携を図りながら、安全面に最大限の配慮を求め、地元の皆様に与える影響が最小限にとどまるように適切に対応してまいります。

ウ 米軍機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。

- 1 航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きいこと等から、現時点で、環境基準が定まっていない状況です。
- 2 このため、航空機等の移動音源から発生する低周波音については、関係省庁において、国内外の関連する科学的知見の収集に努めています。
- 3 今後、実態を把握した上で、適切な対応を検討してまいります。

エ 在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。

- 1 政府としては、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、日米同盟の抑止力は極めて重要であり、沖縄における米軍機の飛行訓練等は、米軍の運用上必要なものであると考えています。他方、これによる騒音等の問題は周辺住民の皆様にとって深刻であり、その軽減を図ることは、重要な課題の一つと認識しています。
- 2 このような認識の下、政府としては、米軍に対し騒音規制措置の遵守や、地元への配慮を申し入れるとともに、普天間飛行場のMV-22オスプレイや嘉手納飛行場の航空機の本土等への訓練移転などを行っているところです。引き続き、これらの訓練移転を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図ってまいります。

10 米軍基地周辺で検出されているPFOS等問題の解決について

ア 嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、基地内にある全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表するとともに、基地内の泡消火剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること。また、PFOS等を含む泡消火剤の使用の禁止、汚染の原因究明と科学的知見に基づく浄化対策、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理など、適切な対応策を講ずること。

- 1 在日米軍が保有する泡消火剤について、米側からは、令和6年10月までに、全ての米軍施設・区域において、PFOS及びPFOAを含む泡消火剤の廃棄を完了し、令和7年10月1日までに、原料にPFASを含まない非フッ素泡消火剤に変更、または残りの消火設備を水消火設備に移行する予定との説明を受けています。
- 2 PFOS等は、日本国内において、これまでも様々な用途に使用されてきたと承知しており、現時点において、PFOS等の検出と在日米軍との因果関係について、確たることを申し上げるのは困難です。他方、PFOS等をめぐる問題について、地域住民の皆様が不安を抱いていること重く受け止め、自衛隊や消防機関が保有する泡消火剤の交換、水道水質の目標値等の検討、PFASの対応に係る方向性をとりまとめるための専門家会議の設置などの取組を、政府全体として進めています。
- 3 引き続き、関係省庁が緊密に連携し、政府一体となって取り組んでまいります。

イ 浄水場における高機能活性炭の更新や海水淡水化施設の動力費などのPFOS等低減対策に係る費用については、日本政府が負担すること。

- 1 現時点で米軍施設とPFOS等の検出との因果関係について確たることを申し上げること
は困難です。その上で、PFOS等による影響を理由とするものではないものの、浄水場や
水道施設にかかってきた負荷を措置するとともに、米軍施設への水の供給を継続的かつ安定
的に行うため、令和元年度からの沖縄県による北谷浄水場の設備改良事業、令和3年度から
の金武町による水道施設の整備事業に対し、補助金を交付しています。また、補助事業によ
り整備した施設の維持管理費については、その施設の管理者が負担すべきものであり、補助
対象とすることは困難であることを御理解願います。
- 2 PFOS等をめぐる問題については、沖縄県民の皆様が不安を抱いていることを受け止
め、政府全体として取組を進めており、関係省庁及び米側と連携しながら、必要な対応を
しっかりと行ってまいります。

ウ 高濃度のPFOS等の汚染源の究明等のため、平成28年6月の嘉手納飛行場内の立入申請をはじめとして、これまで複数の立入申請を行ってきているが認められていないため、速やかに米軍基地内への県及び関係市町村の立入調査を認めるよう米側に求めること。

- 1 嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン周辺の河川等からPFOS等が検出されていることを受け、沖縄県からはこれらの施設への立入り調査を要請されており、政府としては、これらの要請について、様々な機会を捉えて米側に伝達しています。
- 2 引き続き、関係省庁で緊密に連携し、米側と調整してまいります。

エ 日本政府が令和5年1月に設置したPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議等の検討結果を踏まえて速やかに水質に係る基準値等を設定すること。また、PFOS等に関する土壌環境基準及び基準超過土壌の浄化方法等を早急に設定し、公表するとともに、地方公共団体が土壌調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- 1 令和6年6月に、内閣府食品安全委員会において、PFOS等のヒトの健康への影響についての評価結果が示されました。この評価結果等を踏まえ、国民の健康リスクの低減のため、まずは直接飲用に供する水道水について、専門家の意見を伺いながら検討を進めてまいります。
- 2 土壌中のPFOS等については、環境省より、令和5年7月に暫定的な測定方法を周知しました。本測定方法は、限られた試料数・土質で精度の検証を行ったものであり、引き続き知見の収集に努めてまいります。また、土壌中のPFOS等の挙動等に関する知見も十分ではないことから、PFAS対策技術の実証事業等を通じて、知見の充実に努めてまいります。

オ 住民を対象としたPFOS等の健康影響に係る調査を実施すること。加えて血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示・健康影響等に関する研究を推進すること。

- 1 健康影響への不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各自治体が、地域保健活動の一環として、既存統計の活用による地域診断の実施に取り組むとともに、既存の健康診査の定期受診を推進することと認識しております。
- 2 血中濃度については、現時点の知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていません。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です。
- 3 政府としては、PFAS血中濃度と健康影響についての関連を明らかにするため、国内外の知見の収集を推進するとともに、環境研究総合推進費を活用した科学的に評価可能な疫学調査や研究、エコチル調査、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査などの調査をさらに推進してまいります。

1 1 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化すること。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、その結果について、迅速に県及び関係市町村に説明すること。

- 1 米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定に従い、日本の法令を尊重する義務を負っており、また、米軍施設・区域内における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないこととなっています。政府としては、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れていきます。
- 2 環境分野においては、平成27年9月、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定を締結しました。同協定では、米側が、在日米軍施設・区域における米軍の活動について、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する「日本環境管理基準（JEGS）」を発出し、維持する旨定められています。
- 3 在日米軍は、これまでも「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」には、日米間の合意に従い、日本側に通報を行ってきています。また、漏出が発生した際には、政府として、地元自治体とも協力し、環境補足協定に基づく施設・区域内への立入り等を実施してきています。

- 4 政府としては、地元の方々の関心に応えられるよう、環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいります。

エ 米軍が行う建物解体工事等について、令和4年4月に施行された改正大気汚染防止法が適切に運用されるよう、建築物等のアスベスト建材の使用にかかる事前調査や、調査結果の県知事等への報告について、元請業者から求めがある場合は米軍に対し協力を求めること。また、解体等工事の際は飛散防止対策を十分に行うことができ、関係地方公共団体による関係帳簿類の検査及び立入調査ができる仕組みを確立すること。

- 1 在日米軍が米軍施設・区域内において実施する工事（米軍工事）は、原則として米軍において独自に実施されるものですが、日米地位協定に倣い、日本の法令を尊重する義務を負っており、また、米軍施設・区域内における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないこととなっています。さらに、在日米軍施設・区域における環境保護及び安全のため、米軍は、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する日本環境管理基準（JEGS）を発出・維持することとされています。
- 2 その上で、米側とは、平素から様々な意見交換を行っているところ、引き続き、米側に対し、工事受注業者が必要な届出等を行えるよう協力を求めてまいります。
- 3 さらに、工事の実施に当たっては、周辺環境への影響や安全等に十分配慮して行うよう、引き続き米側に求めていくとともに、関係自治体から立入等の要請があった場合には、必要な協力を行ってまいります。
- 4 なお、米軍工事が米軍施設・区域周辺の公共の安全又は財産の保全に何らかの影響を及ぼすおそれがある場合には、事前に、米側から日本側に通報することとされており、このような情報を含め、米側から得られた情報については、引き続き、関係自治体にも共有してまいります。

オ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、基地所在市町村だけでなく、周辺市町村においても必要な調査を実施し、適切な措置を講ずること。

- 1 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(昭和49年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施等により生ずるテレビ放送の受信障害を防止するため、地方公共団体等がテレビ放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用施設について必要な工事を行うときは、その費用について補助する制度があります。
- 2 平成22年9月から同年12月までの間、嘉手納飛行場周辺の沖縄市、嘉手納町、北谷町及びうるま市並びに普天間飛行場周辺の宜野湾市において地上デジタル放送の受信障害調査を実施したところ、宜野湾市の一部区域において受信障害対策が必要であると判定されたため、宜野湾市を補助事業者とした対策事業を実施しました。
- 3 また、平成23年8月から平成24年1月までの間、普天間飛行場周辺の浦添市、西原町、中城村及び北中城村において地上デジタル放送の受信障害調査を実施したところ、北中城村の一部区域において受信障害対策が必要であると判定されたため、北中城村を補助事業者とした対策事業を実施しました。
- 4 これらのほか、宜野湾市に地上デジタル放送の受信障害に係る相談があった住宅を対象に、平成25年9月から同年12月までの間、地上デジタル放送の受信障害家屋個別調査を実施したところ、受信設備の劣化やアンテナの方向が不適切といったことが受信不良の原因であるとの結果が得られたため、対象者に対して、これらを改善すれば安定したテレビ視聴が可能となる旨を案内しています。

5 その後も、宜野湾市及び浦添市に地上デジタル放送の受信障害に係る相談が寄せられている実情を踏まえ、平成31年3月から令和元年9月までの間、普天間飛行場周辺の16か所において地上デジタル放送の受信障害調査を実施したところ、航空機による受信障害が確認されたため、令和2年度から令和5年度までの間、宜野湾市を補助事業者とした対策事業を実施しておりました。また、令和5年度からは、浦添市を補助事業者とした対策事業を実施しています。

6 政府としては、引き続き、関係地方公共団体等とも調整の上、同法第3条第1項の規定に基づき、米軍機等の飛行による地上デジタル放送の受信障害の解消に向けて適切に対応してまいります。

カ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。

- 1 自衛隊等の飛行場等の周辺地域において、ジェット航空機の飛行に伴う騒音によりテレビ放送の「聴き取りにくさ」が発生していることを踏まえ、放送受信料の半額相当の補助金を交付してきているところです。
- 2 本助成制度は、その開始から約40年が経過し、社会状況及び騒音状況が変化していることから、これまで、航空機騒音によるテレビ放送の聴き取りにくさの実態がより反映されたものとなるよう、助成対象区域の指定基準の見直しの検討を進め、飛行場等からの一定の距離等を基準とした現行の助成対象区域を改め、住宅防音工事の助成対象範囲と同じ第一種区域を対象とする通達を制定したところです。この新たな指定基準に基づく助成対象区域の見直しについては、令和5年度以降、第一種区域の見直しを行う施設から順次補助対象区域の見直しを実施していくこととしています。
- 3 その上で、政府としては、普天間飛行場を含め飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題であると認識しており、今後とも、住宅防音工事等を適切に実施するとともに、米軍が航空機騒音規制措置を遵守し、航空機の運用による影響を最小限にとどめるよう米側と協議してまいります。

キ 過去に本県の米軍施設及び区域内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、日本政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行うこと。

- 1 在沖米軍施設・区域内における枯葉剤の使用等に係る報道を受け、これまで累次にわたり米側との間で事実関係の確認を含む種々のやり取りを行ってきているところです。米側からは、従来から、これまでの調査の結果、沖縄において、枯葉剤が荷揚げ、保管、使用若しくは埋設された、又は沖縄向け若しくは沖縄経由で運搬されたことを裏付ける記録は確認できていないとの説明を受けています。

ク 米軍施設及び区域内で発生する廃棄物については、その排出抑制、分別の徹底によるリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物焼却施設等の整備を含め、日米両政府の責任で適正に処理すること。

- 1 在日米軍施設・区域における環境保護及び安全のため、米側は、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する日本環境管理基準（JEGS）を発出・維持することとされており、米側は、同基準に基づき、米軍施設・区域から発生する廃棄物を適正に処理しているものと承知しています。
- 2 政府としては、廃棄物の処理を含め、米軍施設・区域に係る環境問題については、関係省庁が連携し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて米側との間で協議を行うなど適切に対応してまいります。

ケ 米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、処理期限を踏まえ、適正に処理すること。

また、日本政府が保管しているPCB廃棄物の保管状況の確認のための立入調査を認めること。

- 1 政府としては、在日米軍施設・区域におけるPCB使用製品及び廃棄物の適切かつ計画的な処理に係る対応を米側に求めてまいります。
- 2 その上で、PCB使用製品及び廃棄物の取扱いに当たっては、周辺環境への影響や安全等に十分配慮して行うよう、引き続き米側に求めていくとともに、関係自治体から立入等の要請があった場合には、必要な協力を行ってまいります。

コ 米軍施設及び区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として日本政府が実施していた基地内の排水等監視調査を再開すること。

- 1 在日米軍施設・区域の周辺地域における環境調査は、米軍施設・区域に起因する環境汚染の未然防止を図るために、環境汚染が生じるおそれのある施設・区域について、汚染防止に必要な基礎資料を得ることを目的として、毎年、実施しています。
- 2 当該調査は、平成25年度までは、米軍施設・区域内において実施されていましたが、平成26年度からは、米軍施設・区域からの環境影響を特定の施設に限定せず、広範に把握できるよう調査方法を見直し、施設・区域周辺で調査を実施しているものです。
- 3 今後とも、米軍施設・区域周辺での調査を実施し、米軍施設・区域に起因する環境問題の未然防止を図ってまいります。

サ 米軍施設及び区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である日本政府において、現場で土壤汚染調査や汚染除去等を実施し、調査結果を日本政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずるとともに、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築すること。

また、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- 1 在日米軍施設・区域外において、米軍に起因する事故が発生した場合には、関係機関とも調整しつつ、必要に応じて、土壤汚染調査を含む環境調査を実施し、その結果については、沖縄県を始めとする関係自治体にも共有してまいります。
- 2 また、調査の結果、被害が確認された場合には、関連法令等の規定に基づき、関係自治体と連携して適切に対応してまいります。
- 3 いずれにせよ、政府といたしましては、引き続き米側に対し、米軍施設における安全管理の徹底を求めてまいります。

シ 駐留軍等労働者を含めた県民の不安を払拭する実効性のある感染防止対策を推奨するとともに、出入国する全ての米軍関係者に対して、日本政府の措置と整合的な水際対策を講じること。

- 1 感染症対策については、関係省庁と連携しつつ、日米合同委員会の下に設置されている「検疫・保健分科委員会」の枠組みを活用しながら、引き続き日米間で連携して適切に対応してまいります。

ス 米軍施設及び区域内の外来種の防除・侵入防止対策を徹底するとともに、外来種対策を関係自治体等と連携して実施し、本県の生活環境及び生態系の保全に努めること。

- 1 在日米軍施設・区域における環境保護及び安全のため、米側は、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する日本環境管理基準（JEGS）を発出・維持することとされており、米側はヒアリ等の特定外来生物に係る対応も含め、同基準に基づき外来種に対して適切に対応しているものと承知しています。
- 2 政府としては、北部訓練場を含む沖縄島北部地域における特定外来生物マングース防除事業等の外来種対策についてこれまで取り組んできたところであり、引き続き沖縄県を始めとする関係機関と連携し、生物多様性の保全に取り組んでいくとともに、必要に応じて米側との間で協議を行うなど適切に対応してまいります。

セ 牧港補給地区内に棲息する生物並びに底質及び土壤中のPCB、DDT類、鉛、ダイオキシン、PFOS等の調査を実施し、その結果を報告するとともに、関係自治体の実施する調査に協力すること。汚染源が基地内と特定された場合は、基地周辺においても環境調査等を行い、適切な措置を講ずること。

また、米軍が実施した2019年の牧港補給基地の土壤調査の事実確認を行い、その土壤調査結果を公表し、関係自治体へ説明を行うとともに、汚染が確認された場合は、米軍に対し国防省訓令4715.08「米国外の環境汚染の改善」（2018年8月31日改正2反映）に基づき環境汚染の改善を行うよう求め、改善した結果を公表すること。また、跡地利用にも支障がないよう、徹底した支障除去および実効性のある対策を講ずること。

なお、地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に対し、十分な財政措置を講ずること。

- 1 米軍が牧港補給地区において実施した調査結果をまとめた2019年の報告書に関しては、現在、事実確認や米側が講じた措置の確認等を行っているところです。
- 2 その上で、米側から施設・区域が返還された場合には、これまでも我が国の責任で、土壤調査等の原状回復措置や支障除去措置を行ってきており、牧港補給地区が返還される際においても、適切に取り組んでまいります。

ソ 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

- 1 在日米軍施設・区域における環境保護及び安全のため、米側は、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する「日本環境管理基準（JEGS）」を発出し、維持することとされており、米側は、同基準に基づき、施設・区域の環境管理を行っているものと承知しています。
- 2 政府としては、JEGSに基づき、米側が環境保護及び安全の取組を適切に実施するよう、引き続き様々な機会を捉えて働きかけてまいります。

タ 米軍、日米両政府及び関係自治体で構成する環境問題に関する協議の場を設置すること。

1 在日米軍施設・区域に係る環境問題については、必要に応じて、日米合同委員会の下に設置されている環境分科委員会の枠組等を通じて、関係省庁が連携し、米側と協議をすることとしています。これまでも、関係自治体の御懸念を踏まえて、米側と協議してきたところで

2 引き続き、関係自治体及び米側と協力して、政府全体として適切に対応してまいります。

1 2 訓練水域・空域の削減等について

ア 沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。

- 1 日米安全保障条約は、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍の我が国への駐留を認めており、訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としています。
- 2 米軍が使用する水域・空域の在り方については、米軍の必要性等を勘案しつつ、日米間で協議されるものですが、例えば、ホテル・ホテル訓練区域については、漁船の操業及び航行が可能となるよう、日米間で協議を行い、平成26年3月、同訓練区域の一部水面域の使用制限の一部を解除したところです。引き続き、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行ってまいります。
- 3 臨時訓練空域については、要請書において「近年、『アルトラブ』と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されています。」と記載されておりますが、いわゆるアルトラブとは、一時的に設定した一定の空域の中に、一定時間、他の航空機が飛行しないようにする管制業務上の措置であり、この措置は継続的なものではなく時間の経過により終了するものです。その具体的事項については、米軍の運用に関することであるため、お答えできないことを御理解下さい。

イ 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

- 1 鳥島及び久米島射爆撃場の返還については、平成26年3月に、日米合同委員会合意を経て、鳥島射爆撃場で実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を三沢対地射爆撃場へ移転しました。
- 2 政府としては、地元負担軽減の観点からさらにどのような措置が可能なのか、引き続き検討してまいります。

ウ ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域及び漁業種類を拡大すること。

- 1 ホテル・ホテル訓練区域の使用制限については、平成26年3月の日米合同委員会合意を経て、同年7月に現地実施協定締結により一部解除が開始されました。具体的には、米軍から訓練に使用しない日時の通告がある場合、一定の条件の下で、同訓練区域の一部の水面域における船舶の通過及び一定の漁法（漁具を船舶外に残すことを必要としない漁法又は延縄漁法）を用いた漁獲を行うことが可能となっています。
- 2 この日米合同委員会合意では、水面域の使用に係る制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和の可能性について検討することとされており、現在、日米間で協議を行っているところです。

エ 安全で安心な水道水を安定的に供給する観点から、水道用水源である福地ダム、新川ダム及び漢那ダムについて米軍による共同使用を解除すること。

1 福地ダム及び新川ダムの用地については昭和62年、漢那ダムの用地については平成14年にそれぞれダム建設の目的で返還されましたが、返還に当たり、米軍の湖上訓練の実施が引き続き必要であることから、これらのダムの貯水部分を米軍が共同使用することについて日米両政府間で合意しています。

2 米軍がこれらのダムの水面で訓練を行うにあたっては、安全性はもとより、地域住民の皆様方の生活への配慮が大前提であることは言うまでもなく、引き続き米軍の運用による皆様方の御懸念や御不安が取り除かれるよう、米側に対し求めてまいります。

Ⅱ 日米地位協定の抜本的な見直しについて

- 1 日米地位協定について、政府としては、これまで、手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきました。
- 2 その上で、同協定の改正については、石破総理自身が、一朝一夕で実現するとは思っておらず、まずは喫緊の外交・安全保障上の課題に取り組む必要がある、党の中で検討するよう指示をしたと述べています。総理の指示に基づき、自民党で「アジアにおける安全保障のあり方特命委員会」が開催され、議論が行われていると承知しています。
- 3 今後、自民党において議論を重ねていくものと承知しますが、党における議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力・対処力を強化するとともに、その強靱性・持続性を高めていくという観点から検討し、対応していきます。

Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

ア 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。

- 1 駐留軍用地の返還後の跡地利用は、今後の沖縄振興にとって重要な課題と認識しています。
- 2 政府としては、これまで、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（平成7年法律第102号）に基づき、駐留軍用地への立入りのあっせんなど諸般の取組を推進してきたところであり、令和4年4月には、地元の強い御要望を踏まえ、同法の有効期限を10年延長の上、段階的返還の場合に拠点返還地指定要件を緩和する特例を創設するなど、法律等の改正を行ったところです。
- 3 さらに、平成27年9月、日米両政府は、返還予定地の文化財調査を含む現地調査等を行うための立入手続の作成・維持といったことを規定する日米地位協定の環境補足協定を締結しました。
- 4 キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区跡地については、円滑な跡地利用に向けて、平成27年3月に返還、平成30年3月に土地の引渡しを実現しました。同地区へのアクセスのため、国道58号とのアクセス道路を建設できるよう、平成27年12月、インダストリアル・コリドー南側部分の一部土地の共同使用について日米間で合意し、現在は工事を行っているところです。

今後とも、地元の御要望を踏まえ、インダストリアル・コリドー南側部分の返還がで

きる限り早期に実現できるよう取り組んでまいります。

5 また、西普天間住宅地区の跡地利用については、地元から御要望をいただいている沖縄健康医療拠点の令和7年4月からの運用開始に向け、琉球大学医学部と同大学病院の施設等整備について、おおむね予定どおり進捗しているものと伺っています。沖縄健康医療拠点の整備は駐留軍跡地利用のモデルケースとして位置付けられ、沖縄振興への貢献が期待されています。引き続き、着実な事業完了に向けて取り組んでまいります。

6 さらに、平成28年12月、北部訓練場の過半、約4,000ヘクタールの返還、そして、平成29年12月にその引渡しが実現したところです。これは、20年越しの課題であり、これにより、沖縄県内の米軍施設・区域の面積が約2割減少し、沖縄の負担軽減に資するものと考えます。なお、返還跡地については、平成30年6月にやんばる国立公園へ編入し、令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界遺産一覧表に記載されました。

7 今後とも、跡地利用に向けた取組が一層推進されるよう、沖縄県及び関係市町村と連携してしっかり対応してまいります。

イ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号。以下「跡地利用推進法」という。)に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。

また、返還予定区域に存在する可能性のある跡地利用推進法に定めのない化学物質等について、支障除去の対象物質とするよう同法の改正を行うこと。

1 沖縄県における駐留軍用地の返還に当たっては、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(平成7年法律第102号)第8条の規定に基づく返還実施計画を定め、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に適切に講じてまいります。

2 また、同法に定めのない物質等については、これまでも沖縄県や関係市町村等の御意見、資料等調査の結果を踏まえ、必要に応じ、基準が規定され評価できるものは、個別に調査してきているところであり、円滑な跡地利用にむけて、引き続き適切に対応してまいります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進に必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査又は工事実施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。

1 沖縄県における道路及び河川整備のための公共事業の重要性については十分理解しています。

2 政府としては、このような理解の下、これまで沖縄県内の公共事業を実施するに当たり、米軍に提供している施設・区域の一部用地が必要となる場合、当該施設・区域の返還や共同使用について米側と調整するなど、その実現に努力しているところです。

最近においては、例えば、国道58号用地（牧港補給地区の一部）、市道宜野湾11号用地（普天間飛行場の一部）、国道329号金武バイパス用地（金武レッド・ビーチ訓練場の一部）、億首ダム用地（キャンプ・ハンセンの一部）及び宜野座バイパス用地（キャンプ・ハンセンの一部）について返還が実現し、高架式アクセス道路用地（キャンプ瑞慶覧の一部）、比謝川の河川改修用地（嘉手納弾薬庫地区の一部）、港川道路用地（牧港補給地区の一部）、億首川の河川改修用地（キャンプ・ハンセンの一部）、旧西普天間住宅地区の道路擁壁工事用地（キャンプ瑞慶覧の一部）を共同使用することとしました。

3 政府としては、できる限り、地元の全体計画の進捗にあわせて事業を実施できるよう米側と調整を行い、沖縄の負担軽減のため、引き続き努力してまいりたいと考えており、個々の事案の詳細については、現地の沖縄防衛局に御相談をお願いします。

イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の軽減及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

- 1 履行保証割合の引き下げ等、米軍発注工事の入札に係る開放性及び日本企業に対する対等な参入機会の確保については、これまでも「日米経済調和対話」及びその前身である「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において要望してきているところです。御要請の事項については、今後とも機会をとらえて要望してまいります。

Ⅳ 安保関連３文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用並びに重要土地等調査法の運用について

ア 安保関連３文書の改訂に伴う自衛隊の配備及び運用について

- (ア) 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「安保関連３文書」という。）策定の経緯、安保関連３文書の内容について本県に関連する可能性がある事項、本県における今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと。
- (イ) 地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。

【三文書の策定経緯・内容等について】

- 1 我が国を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しています。中国は東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを推し進め、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせ、ロシアもウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を継続させています。今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されません。
- 2 この厳しい現実を踏まえれば、南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題です。このような取り組みを通じ、力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させ、沖縄県民ひいては我が国国民の命や平和な暮らしを守り抜くことができると考えていま

す。

- 3 政府としては、厳しい安全保障環境や三文書の考え方について、地元自治体にも、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えています。また、自衛隊の部隊配備等については、引き続き適切なタイミングで丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。

【自衛隊の運用について】

- 1 戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、島嶼部を含む我が国におけるあらゆる事態に即応するための抑止力・対処力を強化する訓練の実施や運用は、極めて重要であると考えています。
- 2 また、自衛隊の訓練等に当たっては、地元の皆様の生活に与える影響に十分留意しつつ、安全面に万全を期していく考えです。
- 3 その上で、沖縄における演習・訓練等の実施に当たっては、引き続き必要に応じ適切なタイミングで丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。

(ウ) 相手の領域等に対して、我が国が有効な反撃を加えることを可能とするミサイル等の本県への配備は行わないこと。

- 1 反撃能力は、スタンド・オフ防衛能力等を活用することとしていますが、各種スタンド・オフ・ミサイルの配備地については、今後検討を進めていくこととしているため、現時点では具体的な配備先は決定していません。

(エ) 今後、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること。

- 1 南西地域への部隊配備は、自衛隊の抑止力・対処力を向上させ、ひいては武力攻撃そのものの可能性を低下させるとともに、大規模災害や国民保護における迅速な対応を可能とするものであり、国民の安全につながると考えております。
- 2 併せて、沖縄の基地負担軽減の観点から、沖縄統合計画に基づき嘉手納以南の土地の返還を早期に実現することも重要であると考えております。

イ 重要土地等調査法の運用について

(ア) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）に基づき指定された本県の注視区域等においては、社会経済活動への支障や県民の基本的人権の侵害が生じることは決してあってはならないことから、地元住民に対して十分な情報提供及び丁寧な説明を行うこと。

- 1 重要土地等調査法については、閣議決定された「基本方針」において「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」と明記されております。
- 2 その上で、本法は、機能阻害行為（重要施設の施設機能または国境離島等の離島機能を阻害する行為）が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令するなどの措置を行う制度であり、一般的な国民生活や事業活動に影響はありません。
- 3 地元住民の方々に対する情報提供としては、各地方公共団体や関係業界団体等の協力もいただき、リーフレットの配布に加え広報誌やチラシ（お知らせペーパー）等を活用しているほか、令和6年6月26日より内閣府のホームページにおいて「重要土地ウェブ地図」を公開しております。また、令和4年9月に開設したコールセンターにおいても、地域住民の方々や事業者からの個別の問合せ等に丁寧に対応しているところでございます。

(イ) 重要土地等調査法に基づき指定された本県の注視区域等においては、今後、返還が予定されている米軍基地の周辺も含まれているため、米軍基地が返還された場合には、注視区域等の範囲を速やかに変更すること。

- 1 区域指定の事由となる重要施設の移設や返還、敷地の縮小等により区域が変更となる場合は、法及び基本方針に照らして適切に評価したうえで、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとしております。